

平成29年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年6月13日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第2回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成29年6月13日（火）

午前10時00分 開会・開議

会 期 平成29年6月13日～6月15日（3日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	9番 原 島 幸 次 議員 会議録署名議員の指名 10番 村 木 征 一 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて （平成28年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号））	原案承認
7	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて （奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	原案承認
8	報告第1号	平成28年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	—
9	議案第30号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第31号	奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第32号	奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第33号	災害時非常持ち出し用品購入契約について	原案可決
13	議案第34号	奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を 求めることについて	原案同意
14	—	人権擁護委員候補者の推薦について	適任

（午後1時21分 散会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

9 番、原島 幸次議員、

10 番、村木 征一議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 6 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 6 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から 6 月 15 日までの 3 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず上程された議案等は、全 10 件であります。本日及び明日 6 月 14 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受け付けはありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 6 月 15 日に行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようにご協力をお願いします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 28 号及び議案第 29 号の専決処分の承認を求めることについては、それぞれ単独上程の即決と決定しております。

次に、報告第 1 号につきましては、繰越明許費・繰越計算書の報告があります。

次に、議案第 30 号の一部改正条例は、単独上程の即決と決定しております。次の議案第 31 号と次の議案第 32 号の一部改正条例については、法律の改正で関連があることから一括上程とし、採決については、いずれも即決と決定しております。

次に、議案第 33 号の購入契約については、単独上程の即決と決定しております。

なお、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 34 号の人事案件については、単独上程の即決で、採決については、無記名投票と決定しております。

1 つ飛ばしまして、次に、人権擁護委員候補者の推薦については、単独上程の即決と決定しております。

本日はこの審議をもって終了し、議案第 35 号の平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の審議については、本会議 2 日目、あす 6 月 14 日に再開し、審議することに決定しております。

本会議 2 日目、議案第 35 号については単独上程とし、採決は即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 15 日までの 3 日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 6 月 15 日までの 3 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に経済厚生常任委員会が開かれておりますので、その概要を経済厚生常任委員会委員長、師岡伸公議員よりご報告願います。師岡伸公議員。

〔経済厚生常任委員長 師岡 伸公君 登壇〕

○経済厚生常任委員長（師岡 伸公君） それでは、議会閉会中に開催いたしました経済厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会は、5月24日午前9時半から本委員会委員5名と議会事務局職員2名随行のもと、奥多摩・武蔵野の森のシカ被害による森林整備の現状及び観光に資する森林資源整備事業を実施した現場の視察を行いました。

当日は、天野観光産業課長、戸張森林保全活用係長の案内により、安寺沢からモノレールに分乗し、視察現場に向かいました。

初めに、観光に資する森林資源整備事業の現場である本仁田山山頂付近の現場を視察いたしました。この事業は、観光振興を図る目的として、眺望、景観に着目して森林観光ルート環境整備を行うもので、今まで本仁田山山頂は木々に覆われ、見晴らしが余りよいとは言えず、観光・登山客が重視する眺望、景観という要素に対して十分な環境整備がされておりました。

そこで、平成27年度に本事業を実施し、山頂周辺立木を南側515本、西側25本を伐採し、高水山、大岳山等の稜線や都心部まで、また、富士山の眺望を確保することができました。視察当日は薄曇りで、あいにく東京スカイツリー、富士山の姿は見えませんでした。伐採による効果を十分に確認することができました。ぜひ次回に期待したいところであり、多くの皆様にこの眺望を広めたいというふうに思いました。

観光立町奥多摩にとって非常によい事業と考えられますので、再度事業実施ができますよう、町では東京都に対して要望を行っていただければというふうに感じました。

次に、川乗ウスバ地区の奥多摩・武蔵野の森の視察を行いました。この森は、ニホンジカによる食害で裸山となっていたところに、平成16年の大雨により大量の土砂が流出し、町の水道施設にも大きな被害があった場所で、その後、武蔵野市からの提案により、自然環境や多摩川の水源地を守るため、武蔵野市、奥多摩町、公益財団法人東京都農林水産振興財団の三者で協定を結び、この地区の整備をすることになったものであります。

この協定により町の負担は2割で、山の斜面を安定させるための丸太筋工を設置して斜面を安定させ、豊かな森林づくりとして広葉樹を植栽し、シカの被害から植栽木を保護するためにネットとシカ侵入防止柵を設置いたしました。シカ侵入防止柵には地表面に草を生やし、植生回復を促す効果もあるそうです。

また、見回り管理、植栽、保育等森林整備も実施し、植生調査などを行ってきており、その結果、草木のない裸山だったところには草が繁茂し、地表面が安定したことで土砂の

流出が抑制されており、現状では植栽木も順調に成長し、植生が回復しており、緑豊かな森となっております。

現在の協定期間は平成 31 年 3 月と聞いておりますが、ぜひとも引き続き協定を結んでいただき、森林保全に取り組んでいただきたいと思いますというものであります。

この森で昼食をとりました後、徒歩とモノレール等で移動し、午後 4 時に帰宅いたしました。

今回の視察を通し、森林を持つ奥多摩町の重要性を再認識することができたとともに、森林保護と水源涵養に深いご理解を示してくださる関係者皆様のご努力に感謝申し上げ、経済厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会を本日招集させていただきました。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

きょうは、この議会開会前にちびっ子のお客さんが参って、皆さんもお会いしたと思いますけれども、古里小学校、それから氷川小学校の 3 年生が毎年行っております町の仕事がどんなところで、どんなふうに行っているのかということで、町長室にも訪問をしていただきました。ちびっ子の顔を見ると、きょう一日明るく仕事ができるなというふうに思っているところがございます。

さて、平成 27 年度からスタートいたしました第 5 期奥多摩町長期総合計画では、今後 10 年間に見込まれる人口減少に歯どめをかけるための対策として、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にもつながることから、定住化対策と少子化対策を奥多摩創造プロジェクトと位置づけ、重点的に取り組んでまいりました。

この取り組みの 1 つとして、平成 28 年度においては小丹波と棚沢に町営若者住宅を整備し、7 世帯 23 名の方々がこれらの住宅に入居され、このうち 6 世帯 20 名の方々は町外から転入された方々であります。

平成 29 年 4 月 1 日現在の年少人口割合は 6.5%と微増ではありますが、昨年度より 0.3 ポイントの増となり、これまでの取り組みによる成果が少しずつではありますが、あらわれてきたものと考えております。

また、本年 4 月 10 日、国立社会保障・人口問題研究所から、日本の将来推計人口が公

表されました。これは平成 27 年に実施された国勢調査の確定数が公表されたことを受け、これを出発点とする新たな全国将来人口推計が行われたものであります。

この人口推計では、近年の 30 歳から 40 歳代の出生率実績の上昇等を受け、推計の前提となる合計特殊出生率が平成 24 年に公表された前回推計では 1.35 であったものが 1.44 に上昇いたしました。このようなことから 2065 年時点で前回推計と比較いたしますと、日本の総人口は 8,135 万人が 8,808 万人に、老年人口割合は 40.4%から 38.4%に低下し、総人口が 1 億人を下回る時期は 2048 年から 2053 年となり、人口減少のスピードや高齢化の進行度合いに緩和の傾向が見られております。

全国的にはこのような状況が推計としてあらわれており、当町においても年少人口割合の増加も見られるところではありますが、いまだに毎年 100 名を超える人口減少が続いていることや高齢化率も 48%台の高どまり状態にありますので、まだまだ楽観視はできないものと考えております。

このような状況の中、平成 29 年度においても町営若者住宅の建設を小丹波と大丹波の 2カ所に予定し、引き続き若者向けの住宅の充実を図るほか、新たな取り組みといたしましては、いなか暮らし支援住宅として活用する住宅において 1 週間から 2 週間程度、移住体験ができるよう整備を行った移住体験住宅 1 棟を日原地区に設定し、受け付けを開始するなど、さらなる定住施策の展開を図っておるところであります。

これらの取り組みについては、少子化・定住化対策としての一面だけではなく、高齢者を支える世代である若者が地域にふえることにより、高齢化対策や地域コミュニティの活性化にもつながるため、継続して取り組んでまいります。

また、その一方で、年齢を重ねても安全で安心して、住みなれた地域の中で生活が続けられるよう、従来から実施しております高齢者緊急通報システムの設置や高齢者見守り相談事業、医療機関への送迎を行う外出支援サービス事業、生活道において手すりの設置や段差の解消など、バリアフリー化を図る人にやさしい道づくり事業等を実施するほか、だれもが元気で健康に暮らせるよう生活習慣病の予防や早期発見を目的とした健診、胃がん、肺がん、大腸がん等のがん検診を初めとした各種検診、森林セラピーを活用した健康づくり事業等の事業を今年度においても継続して実施しているところでもあります。

また、乳幼児への健診や予防接種を初め、15 項目を数える子ども・子育て支援推進事業等の事業も含め、乳幼児から高齢者の方々まで、自主財源に乏しい、厳しい財政事情の中、切れ目なく、きめ細かな事業を展開しておりますが、これらの取り組みを推進することで第 5 期奥多摩町長期総合計画で定めております、みんなで支えるホットなまちづくり

にもつながるものと考え、引き続き、各種の施策を今後も進めてまいります。

次に、4月29日に発令されました春の褒章におきまして、保護司の齊藤次男氏が藍綬褒章を受章されました。齊藤氏は、平成4年2月の法務大臣による委嘱以来、25年の長きにわたり、奥多摩分区長などの要職を歴任されるなど、保護司として犯罪や非行に陥った方々の更生を助けるとともに、犯罪の予防、青少年の非行防止など、長年の貢献が認められたものであり、受賞のお祝いを申し上げるとともに、心から感謝と敬意をあらわすものであります。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第28号 平成28年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号）の主な内容は、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の諸交付金、特別交付税及び東京都市町村総合交付金の額の確定に伴い、財政調整基金等へ基金の積み増しを行ったものであります。

東京都市町村総合交付金につきましては、15億6,081万5,000円の交付額となり、平成23年度以降、6年連続して15億円を超える財政支援を得ることができました。

議案第29号 奥多摩町徴税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係条例の一部を改正したものであります。

この議案第28号、議案第29号の2議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第1号 平成28年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、社会保障・税番号制度に関し、個人番号カード交付事業費補助金、情報システム機構関連事務交付金において、平成29年度に執行するため、地方自治法の規定に基づき、手続を行ったものであります。

議案第30号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例については、今年度新たに町が建設する住宅を町営住宅として活用するための規定を整備するものであります。

議案第31号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、規定を整備するものであります。

議案第33号 災害時非常持ち出し用品購入契約については、災害時に利用する救急セ

ットや携帯浄水器等、すべて 11 品を詰めた災害時非常持ち出し袋を全戸配布いたしますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第 34 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、平成 29 年 6 月 21 日をもって満了となる固定資産評価審査委員、島崎軍治氏と岡部益雄氏の後任として再び同氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

議案第 35 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）については、現在執行しております平成 29 年度一般会計予算の補正予算案であります。

以上、専決処分 2 件、報告 1 件、条例の一部改正 3 件、契約案件 1 件、人事案件 1 件、補正予算案 1 件の計 9 件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長を初め、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、この 4 月から「広報おくたま」の紙面を大きく見直しいたしました。具体的には、より見やすく、わかりやすい広報を目指し、カラー写真、イラストを多く掲載したほか、字体の変更などを行い、住民皆様によりよい情報発信ができるようになったものと考えております。

町では広報のほか、防災行政無線、町ホームページへの掲載、自治会のご協力による回覧などによりさまざまな情報を発信しておりますが、さきに申しあげました町が実施する各種事業を住民皆様に知っていただき、活用してもらうため、これらの媒体により丁寧に情報を発信しながら、第 5 期奥多摩町長期総合計画に基づく各種事業を推進し、各種の課題解決を図ってまいり所存であります。

議員皆様には引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、ことしの夏は非常に暑い日が、異常な暑い日が続くというようなことが言われております。そういう点では住民皆様の夏の熱中症対策についても予算化してありますので、引き続き継続すると同時に、今後、議員皆様方の活動についても熱中症等については十分留意をしながら議会活動をしていただくようお願い申し上げます、平成 29 年第 2 回奥多摩町議会定例会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度奥多摩町

一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号））につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がないことから、平成29年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、平成28年度奥多摩町一般会計について補正を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定によりまして、後年度の財政運営に資するため、専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億518万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,718万8,000円とするものでございます。

2としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち地方揮発油譲与税は110万9,000円を減額、自動車重量譲与税は64万8,000円を追加し、地方譲与税の計を2,941万6,000円に、利子割交付金は1万9,000円を減額し、利子割交付金の計を94万8,000円に、配当割交付金は68万9,000円を減額し、配当割交付金の計を307万5,000円に、株式等譲渡所得割交付金は197万8,000円を減額し、株式等譲渡所得割交付金の計を175万円に、地方消費税交付金は87万1,000円を減額し、地方消費税交付金の計を1億1,886万3,000円に、地方交付税は9,007万4,000円を追加し、地方交付税の計を17億7,419万1,000円に、交通安全対策特別交付金は17万5,000円を減額し、交通安全対策特別交付金の計を152万5,000円に、都支出金のうち、都補助金は市町村総合交付金等の確定により1億1,081万5,000円を追加し、都支出金の計を26億6,941万4,000円に、繰入金のうち、基金繰入金は、市町村総合交付金等の増額交付によりまして、財政調整基金に9,500万円の戻し入れを行い、繰入金の計を113万4,000円に、諸収入のうち雑入は349万2,000円を追加し、諸収入の計を4億

4,215万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は1億518万8,000円を追加し、歳入の合計額を65億3,718万8,000円とするものでございます。

次に、2ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、財政調整基金に5,500万円、庁舎建設基金に5,000万円を積み立て、計1億500万円を追加し、総務費の計を12億561万1,000円に、土木費のうち、道路橋梁費は財源の組みかえを行うもので金額に増減はなく、予備費は予算調整により18万8,000円を追加し、予備費の計を1,360万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の1億518万8,000円を追加し、歳出の合計額を、歳入の合計額と同額の65億3,718万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第28号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第28号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第28号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第28号について、承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第28号については承認されました。

次に、日程第7 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第29号、専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第

3項の規定によりご報告し、議会のご承認を求めるものです。

次のページをお開きください。平成29年専決第2号、専決処分書。

地方自治法179条第1項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分いたしましたので、ご説明をいたします。

理由。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）が平成29年3月31日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決するものです。

今回の法改正につきましては、経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の小さい自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置の見直し、居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法の導入、税源負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があることから、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年4月1日施行となりましたが、平成28年度末で期限切れを迎えるすぐれた環境負荷の小さい車両について税率を軽減する軽自動車税グリーン化特例が適用要件を見直した上で2年延長することも含まれていることから、対象車両の軽減措置延長を図るため、本条例の施行日を平成29年4月1日からとし、改正するものでございます。

条例説明文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要によりご説明申し上げます。概要書をごらんください。

初めに、記載しております内容は、ただいまご説明いたしました法改正に伴い、所要の条例改正を行ったことを記載したものでございますので、4行目からの主な改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

1つ目の改正は、上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置について規定の整備といたしまして、条例第32条及び条例附則第14条の3を改正するもので、法改正にあわせ、上場株式等の配当所得等について、所得税の確定申告が提出された場合であっても、その後住民税申告書が提出された場合、住民税申告書に記載されている事項、その他の事情を勘案して、市町村長が個人住民税の課税方式を決定できることを明確化するもので、施行は平成29年4月1日となります。

次の改正は、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備といたしまして、条例第 47 条及び 49 条の改正をするもので、法人町民税の延滞金に係る規定の整備として、主に法改正にあわせ、文言整理をするものです。

次の改正は、被災代替償却資産に係る課税標準の特例について規定の整備といたしまして、地方税法第 349 条の 3 の 4 が新設され、震災等により滅失・損壊した償却資産にかわる償却資産の取得等をした場合に、当該取得等した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例について規定が整備されたことから、条例第 60 条を改正するものです。

次の改正は、地方税法第 349 条の 3 第 28 項、第 29 項、第 30 項の条例で定める特例（わがまち特例）について規定の整備といたしまして、条例第 60 条の 2 を改正するもので、保育の受け皿整備の促進のため、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び定員 5 人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例について、わがまち特例を導入するもので、町においてはその特例率を国の示す参酌標準である 2 分の 1 で規定を整備するものです。

次の改正は、居住用超高層建築物に係る課税の見直しについて規定の整備といたしまして、条例第 62 条の 2 を改正するもので、居住用超高層建築物、高さ 60 メートルを超えるいわゆるタワーマンションに係る固定資産評価について階層を増すごとに補正が加算される見直しとなったことから、規定を整備するものです。

次に、次のページ裏面をごらんください。次の改正は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の規定の整備といたしまして、条例第 62 条の 3、第 74 条の 2 を改正するもので、震災等に際し、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例措置適用期間が 2 年延長されたことから規定を整備するものです。

次の改正は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備といたしまして、条例附則第 3 条の 3 を改正するもので、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から法律の改正があり、配偶者特別控除について配偶者控除と同じ所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の前年の合計所得金額が現行では 38 万円を超え、45 万円未満となっているものの上限を 90 万円に引き上げる配偶者特別控除の適用拡大がされるものです。また、控除が適用される納税者本人の合計所得金額に新たに制限が設けられ、これに伴い、控除対象配偶者の定義についても同一生計配偶者に名称が改められ、平成 31 年度の個人住民税の課税から適用されるものです。

具体的には、配偶者控除はこれまで夫等の納税者本人の所得に関係なく配偶者の給与収入が 103 万円未満の場合、一律 33 万円の控除を受けられ、配偶者特別控除の場合は、配

偶者の給与収入が 103 万円を超え 141 万円未満までは段階的に控除を受けられ、141 万円を超えると控除を受けられなくなっていたものは、表にございますように、配偶者控除は、夫等の納税者本人の所得に制限を設け、給与収入 1,120 万円以下、1,170 万円以下、1,220 万円以下の 3 段階で控除の枠を設け、1,220 万円を超えると控除対象ではなくなり、また、配偶者特別控除につきましても同様に納税者本人の所得により控除額を設けるとともに、配偶者特別控除の適用上限を配偶者の給与収入で 141 万円から 201 万円に引き上げるものです。

次の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定の整備といたしまして、条例附則第 6 条を改正するもので、法の適用期間が平成 33 年度まで延長されたことから規定を整備するものです。

次のページをお開きください。次の改正は、耐震改修等が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額について規定の整備といたしまして、条例附則第 8 条の 3 を改正するもので、耐震改修、または省エネ改修が行われた住宅で認定長期優良住宅に該当する場合、改修等を行った翌年度の固定資産税を減額することから規定を整備するものです。

次の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を延長する規定の整備といたしまして、条例附則第 14 条及び 14 条の 2 を改正するもので、新車である軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて、新規取得の翌年度の軽自動車税に限り税率を軽減するグリーン化特例について、燃費要件を見直しの上、適用期間が 2 年延長されたことから規定を整備するものです。

具体的には下の表をごらんください。中央の矢印の左側が改正前で右側が改正後となりますが、電気自動車、天然ガス車の軽減税率は 75% のままですが、2 段目の 2020 年燃費基準プラス 20% 達成をプラス 30% 達成に引き上げ、軽減税率は同じ 50% とし、3 段目も同じく燃費基準達成を燃費基準達成プラス 10% に引き上げ、軽減税率を同じ 25% とするもので、施行日は平成 29 年 4 月 1 日からとなります。

次の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について規定の整備といたしまして、条例附則第 15 条の 2 を改正するもので、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の適用期間が 3 年延長されたことから規定を整備するものです。

最後の改正は、条約適用配当等に係る所得についての規定の整備の法改正に伴い、条例附則 18 条の 2 及び 18 条の 3 を改正するもので、租税条約締結相手国の投資組合等を通じて国内に住所を有する者に支払われる配当等について、一番最初にご説明いたしました上

場株式等の配当所得等に係る個人住民税と同じく、提出された住民税申告書に記載された事項その他の事案を勘案して、市町村長が個人住民税の課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

以上で、議案第 29 号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 29 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 29 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 29 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 29 号について、承認をすることに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 29 号については承認されました。

次に、日程第 8 報告第 1 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第 1 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましてご説明いたします。

平成 28 年度奥多摩町一般会計予算につきまして、本年 3 月の平成 29 年第 1 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 12 号、平成 28 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）としまして、繰越明許費のご決定をいただきました経費につきまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づく繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。平成 28 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

概要でございますが、平成 28 年度個人番号カード交付事業費補助金につきまして、国

において当該年度に予定をしていた支出が行われないこととなり、事業を実施市町村においても繰越明許費とするよう総務省から指示があったため、繰り越しをさせていただいたものでございます。

歳出科目につきましては、款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、事業名は社会保障・税番号制度費で金額 42 万 8,000 円をそのまま翌年度に繰り越ししております。この財源としましては、現時点では未収入ではありますが、国庫補助金として歳出と同額の 42 万 8,000 円が今後収入されることとなります。

以上で、報告第 1 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開とします。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 9 議案第 30 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 30 号 奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容につきましてご説明をいたします。

提案の理由でございますが、町が建設した住宅を町営住宅として活用したいため、規定を整備する必要があるためでございます。

また、今年度に建設する木造 2 棟 4 戸の若者住宅（小丹波第 2（桜久保））及び 1 棟 3 戸の若者住宅（大丹波南平）は若者向けの住宅として貸し出しするため、月額住宅使用料の設定につきましては、町が管理している家賃等の状況及び近隣の住宅等を勘案し、少子化若者定住化対策プロジェクトチーム職員の意見を参考にして使用料の金額を設定し、統一性を図るため、有効期間を延長する場合の住宅使用料及び月額を定めるものでござい

ます。

条例の改め文もごさいますが、新旧対照表にてご説明をいたします。新旧対照表の 23 ページをごらんください。奥多摩町営住宅使用条例、平成 7 年条例第 17 号の一部を次のように改正するものでございます。第 2 条の表の若者住宅（小丹波第 1）の項名称の欄中、「若者住宅（小丹波第 1）」を「若者住宅（小丹波第 1（宮ノ下）」に改め、同項の次に「若者住宅（小丹波第 2（桜久保）」、奥多摩町小丹波 162 番地 1」と戸数に 4 を加え、同項の表の最下段に「若者住宅（大丹波南平）、奥多摩町大丹波 145 番地 1」と戸数 3 を加えるものでございます。

次に、第 6 条第 6 号中の最後の行の「若者住宅（棚沢坂下）」の次に、24 ページの 1 行目の「若者住宅（小丹波第 2（桜久保）」及び「若者住宅（大丹波南平）」を加えるものでございます。

次に、別表第 1、名称中の欄中の下線部分「若者住宅（小丹波第 1）」を「若者住宅（小丹波 1（宮ノ下）」に改め、同項の次に「若者住宅（小丹波第 2（桜久保）」を加えるもので、次に同表の最下欄に「若者住宅（大丹波南平）」を加えるものでございます。

次に、別表第 2、栃久保第 1 住宅の項使用料（月額）の欄中の下線部分の「要件がなくなった場合」を「要件がなくなった場合は」に改め、次に、24 ページから 25 ページにかけて、同表若者住宅（海沢）の項使用料（月額）の欄中の下線部分の「延長する場合」を「延長する場合は」に改めるもので、次に、同表の下線部分「若者住宅（小丹波第 1）」項名称の欄中、「若者住宅（小丹波第 1）」を「若者住宅（小丹波第 1（宮ノ下）」に改め、同項の次に、「若者住宅（小丹波第 2（桜久保）」及び「2 万 7,000 円、ただし、条例第 6 条の 2 の規定により入居期間を延長する場合は 5 万 4,000 円」を加えるものでございます。

次に、同表の最下段の欄に「若者住宅（大丹波南平）」及び「2 万円、ただし、条例第 6 条の 2 の規定により入居期間を延長する場合は 4 万円」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 30 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 30 号の質疑を行います。質疑はありますか。11 番、

師岡議員。

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

着々といろんな政策が進んでいて、新たな入居者も若い人が入っているというのは喜ばしいことで、この文言の中に延長する場合はということがありますけれども、ここ数年来、最終目標がやはり奥多摩に居を構えてもらうということが最終目標であると思うんですが、そのあたりのアピールも並行してどのように持っていくかというあたりをちょっとお聞かせいただければありがたい。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 11 番、師岡議員のご質問にお答えします。

入居期間の制限につきましては、若者町営住宅と位置づけている入居期間につきましては、世帯主の年齢が 30 歳以下の場合は 12 年、40 歳以下の場合は 10 年以内、50 歳以下の場合は 7 年以内となっております。ただし、町長が特に必要と認めた場合は 3 年を限度に入居期間の延長が可能となっております。

それで若者住宅につきましては、住宅を安価で貸し出しているので、期間制限を設け、期間内で将来にわたり町内に住み続けていただくために、ステップとしての居住を目的としておりますので、他市町村に住んだ場合、最低家賃が平均 7 万円かかると思われれます。そうした場合、例えば月額 3 万円にすれば 4 万円程度の預金ができることで、最大 12 年そこに住めば 500 万円以上の貯金ができ、分譲地を購入する費用や建築費に充てることができ、マイホームを持つことが可能となると思われれます。

こうしたことから、定住対策の一環として要件を満たせば、若者住宅の応援補助金及び住宅資金の利子補給を活用していただいて、町内に定住してもらうことが定住対策につながると考えております。

期間を延長した場合の料金については通常の使用の倍としますが、この倍にしている理由としましては、住宅条例第 6 条の 2 に基づきまして、安価で入居している賃貸の住宅なので、原則その期限内での入居となり、また新たに多くの若い世代の入居者を取り込むための循環型の若者住宅としているため、入居期間を延長した住宅使用料があったとしても、近隣市町村の住宅家賃の相場の 7 万円を考慮して、ここでいう今 2 万 7,000 円、これは小丹波の場合なんですけど、2 万 7,000 円の場合で 5 万 4,000 円で若干安くなりますが、相場の 7 万円より安く住むことができます。こうしたことから、今後入居者にはこうしたことをご説明しながら、よりよい住環境の整備をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、師岡議員の質問は、それをどうやってサイクルで回していくかということだと思うんですね。もちろんそういうサイクルを回さなきゃいけないということでございますので、若者住宅をつくと同時に、今、空き家対策やっていますので、空き家で寄附をしていただいている物件、あるいは空き家で将来的にそこを町が買い取って分譲地に、若者住宅だけじゃなくて、分譲地としてストックしておいて、その期限が来た人たちに、特に若者住宅に入って期限が来た人に優先的に分譲していこうというものの考え方を持っています。だから、土地のストックというのは、いざというときにはなかなかできませんので、長期間にわたってそういう部分があったら、そういうところは若者住宅をつくるのではなくて、若者が次の世代に行くときのための部分というのを今幾つか頭の中では小丹波にもそういったところがあるものですから、若者住宅をつくるのではなくて、若者住宅は必ずしも若者が期限まで住まなくても自分で家を持ちたいといった場合には、そういうところにすぐ対応できる幾つかのストックの分譲地をこれから、今土地としてあるものですから、そういうことも考え合わせながら、ただ、ある一定の年代になったら出ていきなさいよと言われても行くところがないんじゃないかなと困っちゃうんで、ストックした分に入って、それに町の安価な部分で分譲して町の補助金をつけてというサイクルを実際には考えていきたいというふうに思っています。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 30 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 30 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 30 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 30 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10 議案第 31 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11 議案第 32 号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に

関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 31 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 32 号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、以上 2 件の条例改正につきましては、提案理由が同一でございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行により、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の法律改正では、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援、介護支援に係る規定の改正を行うもので、育児休業等の対象となる子の範囲の見直しや新たな休暇として介護時間が導入されることとなるものでございます。

それでは、それぞれの条例につきまして改正内容のご説明をいたします。

初めに、議案第 31 号 奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。条例改め文もございしますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の 26 ページをごらんください。

第 10 条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限を定める規定でございますが、その対象となる子どもの範囲に民法で規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者で職員が現に監護している子及び将来的に養子縁組を結ぶことを前提とした里親に委託されている子等を新たに加えるものでございます。

この特別養子縁組制度とは、児童福祉のための養子縁組制度で、さまざまな事情で育てられない子どもが家庭で養育を受けられるようにすることを目的に設けられたもので、普通養子縁組の場合は戸籍上、養子は実の親と養親の 2 組の親を持つこととなりますが、特別養子縁組は、養親と養子の親子関係を重視するため、養子は戸籍上、養親の子となり、実の親等との親族関係がなくなることで普通養子縁組とは異なるものでございます。

この特別養子縁組は、家庭裁判所に法律上の親子関係が正式に認められるまでに最低でも 6 カ月間の監護期間が必要となり、この期間中に育ての親となる夫婦がきちんと子どもを養育することができるか、裁判所が見きわめることとなります。従来は、この監護期間の子どもは育児休業の対象となる子どもの対象外となっておりましたが、法律の改正によ

り監護期間の子どもについても育児休業の対象となる子どもとすることから、子どもの範囲に加えることとし、第 10 条の第 1 項の条文に規定するものでございます。新の下線部分はその内容について記載したものでございます。

第 10 条第 4 項は、育児を行う職員の深夜勤務等の制限について規定した第 1 項の規定を第 17 条に規定する介護を行う職員の深夜勤務等の制限について準用、その内容の効力を及ぼすために定める規定でございますけれども、読みかえる規定でございます。この準用する読みかえ部分について、第 1 項で特別養子縁組制度等の規定を加えたことにより、その部分を含んで読みかえるものとして第 4 項の条文の全部を改めております。

27 ページをごらんください。第 17 条は文言整理でございます。

第 18 条は、新たな休暇として法律で介護時間が定められたことで職員が要介護者を介護するため、1 日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当である場合の休暇として規定いたしました。

なお、詳細につきましては規則に規定いたしますが、連続する 3 年の期間のうち、正規の勤務時間の初め、または終わりにおいて 30 分を単位として 1 日に 2 時間以内で取得できるもので、給与の支給は休暇取得時間については減額して支給することとなります。

第 18 条及び第 19 条は、介護時間について新たに 18 条を規定したことにより 1 条ずつ繰り下げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第 32 号 奥多摩町一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表の 28 ページをごらんください。

第 1 条の改正につきましては条文の文言整理でございます。

新の第 2 条には、育児休業法第 2 条第 1 項に規定されている条例で定める者を新たに規定するものでございます。この育児休業法第 2 条第 1 項は、育児休業の承認を受けられる職員として職員と法律上の親子関係にある子と規定しておりますが、これに準ずる者として条例で定める者も育児休業の承認を受けられることとなっており、ここでは児童福祉法の規定による要保護児童を養育することを希望する者、養育里親と呼びますけれども、のうち当該職員が養子縁組里親になることを希望したものの、実の親の同意が得られないまま要保護児童を養育している職員もこれに含むということを規定するものでございます。

次に、旧の第 2 条の 2 につきましては、見出しの文言を整理し、第 2 条の 3 とするものでございます。

次の第 3 条は、再度の育児休業の承認を受ける特別の事情について定めたものですが、

第3条第1号に規定している条文を整理し、新たに1号と2号に分離し、育児休業が取り消された後、条文に定める事由により再度の育児休業の承認を受けることができることを定めたものでございます。

29 ページをごらんください。前号の改正で新たに第2号を定めたことから、旧の第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げいたしますが、旧の第5号では、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければ、その養育に著しい支障が生ずる場合に再度の育児休業を取得することができますが、その規定に保育所等に保育の利用を希望しているものの、当面その実施が行われない場合にも特別の事情として再度の育児休業ができることを新たに追加して規定し、第6号としております。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めたものですが、その事情の中に保育の利用を希望しているものの、その実施が行われない場合について新たに規定するものでございます。

第5条、第5条の2、第5条の3、次の30ページの第6条につきましては、それぞれ見出しについて他の各条との整合性を持たせるよう文言を整理するものでございます。

第8条は、育児休業法第10条第1項に規定する再度の育児短時間勤務ができる場合の特別の事情について規定しているものですが、第3条の改正と同様に、第1号を第1号と第2号に分離して規定をし、第2号から次の31ページの第6号までを1号ずつ繰り下げ、第6号では、その規定に保育所等に保育の利用を希望しているものの、その実施が当面行われない場合にも特別の事情として再度の育児短時間勤務ができることを定め、第7条としております。

次の第15条は、部分休業の承認の規定ですが、先ほど勤務時間条例の一部改正でご説明いたしました介護時間制度が新たに導入されることに伴い、育児時間又は介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認について、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うことを新たに定めたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第31号及び議案第32号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第31号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 31 号の質疑を終結します。

次に、議案第 32 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 32 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 31 号及び議案第 32 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 31 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 31 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 32 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 32 号について原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 33 号 災害時非常持ち出し用品購入契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 33 号 災害時非常持ち出し用品購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 700 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 3 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、災害時非常持ち出し用品購入でございます。

2としまして、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3としまして、契約の金額は、2,859 万 9,912 円でございます。

4としまして、契約の相手方は、東京都あきる野市小川東一丁目2番地11、株式会社きしの防災、代表取締役社長、佐藤剛伸氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る6月1日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月14日が本契約となります。

事業概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 議案第33号 災害時非常持ち出し用品の購入概要につきましてご説明を申し上げます。入札調書の次のページをお開きください。災害時非常持ち出し用品の購入仕様書でございます。また、あわせて本日配付させていただきました、こちらのカラー刷りの災害時非常持ち出し用品のセット内容についてをごらんください。

この非常持ち出し用品につきましては、災害時に避難する際に当面必要となるものを市販のセットになって販売している商品ではなく、避難の際に必要な品を選別して購入し、持ち出し袋に詰めて各世帯に配布するものでございます。

購入品の内容は、購入仕様書の1、数量に記載しておりますが、1から12までのものを考えております。それぞれの製品の詳細は、3の製品規格に記載しておりますので、こちらとカラー刷りのものでご説明をさせていただきます。

1の持ち出し袋につきましては、背負うことができるリュックサックタイプのもので、容量20リットル、表の面に奥多摩町非常持ち出し袋と入れ、名前を記載できるようにし、次の2から12までの用品を詰めて配布するものでございます。その袋の考えているものがこちらの大きさのリュックタイプのものでございます。

続きまして、2の救急セットは、アからケに記載したものをきんちやく袋に収納をいたします。

仕様書は次のページをごらんください。

3の浄水機でございますけれども、浄水機はふるの水、雨水、河川の水などをカラー刷りの右側の図のように、高性能ろ過フィルターと活性炭の効果により浄水するもので、ドラム缶1本分程度ろ過できるものでございます。

カラー刷りのものは次のページをごらんください。

5のブランケットでございますが、緊急時に使用する毛布のことで、遮熱効果、断熱効

果にすぐれ、気温の変化から身を守る、災害用保温シートとなります。

6の簡易トイレは、災害時や断水時に水が出なくても使用することができ、抗菌消臭の機能が高い凝固剤を使用し、使用後は焼却できるもので、15回分を配布したいと考えております。

仕様書カラー刷りのもの、それぞれ次のページをごらんください。

9の軍手・タオル・さらし・きんちゃくセットは、コンパクトに圧縮されたもので、もみほぐすだけで簡単に復元することができ、さらしは三角巾としても使用できるものと考えております。こちらが圧縮したもので、これを袋から出してもみほぐすだけでそのような機能がついているということ、また、表面に緊急連絡カードということで、お名前等を記入していただくようなものも取りつけております。

11のランタン兼懐中電灯は、懐中電灯機能としてはLEDライトで強弱2段階切りかえ、ランタンとして使用する場合は2段階の切りかえと赤色の点滅機能があるもので、表面にマグネットがついていることから、鉄製品などに取り付け使用することができるものでございます。その実物がこちらの懐中電灯、手軽にお年寄りでも持っていただき、また、フックもついているものです。こちらが2段階切りかえ、それとランタン、こちらにマグネットがついておりまして、そういう鉄のところに取りつけばそのまま使えるもので、ランタンのほうは若干明るくて、これで電気がないようなときに利用していただく。また、緊急の際には赤色で点滅が出て、外からもわかるようにというような機能を持ったものでございます。

そのほかに図等でお示ししておりますように、給水袋、ウエットシート、呼び子笛、乾電池などを配布したいと考えております。

なお、配布する用品以外の持ち出し品、家庭での備蓄品については、各世帯の世帯員の状況により個々に違いますので、この配布に合わせてリストを配布し、住民に備蓄の重要性を認識し、配布いたします用品以外の持ち出しが必要なもの、また、各ご家庭で備蓄が必要なものも災害への備えとして、自助として準備していただきたいと考えております。

また、購入につきましては、今申し上げましたものを物品ごとに別々に納入されてまいりますので、その物品の持ち出し袋への詰め込み、各世帯への配布等につきましては、シルバー人材センター等へ委託してお願いしたいというふうに考えております。

それと配布時期ですけれども、9月3日に防災訓練予定しておりますので、それに間に合うように配布していただきまして、防災訓練の際には各避難所へ集まる際に実際にしよって避難していただければというふうに考えているところでございます。

以上で、議案第 33 号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 33 号の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、小峰議員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。2 点ばかりお聞きしたいと思います。

まず、購入個数は 2,200 ということなんですけど、想像すると、配る必要がないところがあるようなということだと思うんですが、そこら辺の理由と、それから詰める作業と、それから配送の費用はかかってくると思うんですが、それはこれに入っているんでしょうか、いないんでしょうか。お願いします。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 購入個数の関係でございますけれども、基本的には老人ホームですとか、配る必要のない部分がございます、実際の世帯数からその部分をマイナスしております。

また、基本的に数の参考とした部分で国勢調査の世帯数もございまして、国勢調査の世帯数が 2,015 世帯ということですので。二世帯住宅ですとかそういう部分もございまして、そういう部分にはやはり 1 世帯 1 つという考えで配布する予定でございますけれども、配布する家庭で状況により必要に応じてそういう部分も配布していくことも考えてはございます。

また、詰め込み等の部分につきましては、第 1 回定例会の予算の中でご決定いただきましたけれども、委託費用として別に組ませていただいておりますので、別途委託という形で考えております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。9 番、原島議員。

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

ちょっと質問させていただきます。総重量は全部入れた場合どのくらいの重さになるのか。それからまた、当然転入とか転出がいると思いますが、転入された場合は 1 年か 2 年の間にまとめて配るのか、転出した人には返してもらうのかどうか。その辺ももしお聞きできればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 9 番、原島議員のご質問にお答えいたします。

総重量は3キロ行かないぐらいかなというふうに考えております。あとは各ご家庭で必要なものを詰めたときにそれぞれ重量はかかってくるというふうに考えております。

あとは転入者等の配布でございますけれども、転入者等にもここら辺は配布をしていくと。また、転出者の関係ですけれども、なかなか返していただくというの難しい部分があるのかなというふうに考えておりますけれども、もし転出で使っていないのでということでお持ちいただくようでしたら、そこら辺は回収はしたいと考えておりますけれども、積極的に回収するのがいいのかどうかという部分は今後検討したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに。11番、師岡議員。

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡です。

このセットの中の商品、特に消耗費についての追加購入の場合、どんな方法が考えられますでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 追加購入等につきましては、実際に使用したとか、あとはここら辺保存年限等もございますが、なるべく長いものをとということで、大体10年間程度はもつものを選んでおります。個々に使ってしまった場合には、それぞれ製造元等から購入するなど、今後またそこら辺の配布の部分については状況に応じて購入して配布するなど考えていきたいというふうに思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。8番、高橋議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。2点お願いします。

1点目なんですけれども、やはり災害時の自助の大切さというそういう意識の向上を図る上では非常にいい取り組みだと思います。ぜひこれを機会に、住民の皆さんに、我々も含めてですけど、訴えていってほしいなというふうに思っています。今のは質問じゃないですね。お願いということですね。

質問は1つだけなんですけど、これを全部詰めたときにまだスペースは当然あると思うんですね。家庭によっては、その他、特に非常食なんかも各家庭で入れるということなると思いますけど、実際これ一回詰めたわけじゃないと思うんですけど、袋の、バッグの大きさですか、それがまだ余裕があるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 8番、高橋議員のご質問にお答えいたします。

最初の点ですけれども、やはり自助の意識づけということもございまして、避難する

のも家の中の避難と外に出る避難とそれぞれあると思います。このバッグとといいますか、非常持ち出し袋につきましては、外に避難せざるを得ない場合に使用する。ランタン等は停電等の場合に使うことができますけれども、そういう部分で考えておりますし、家庭内避難の場合は今、日常備蓄ということでよくお耳にするかと思っておりますけれども、食べ物等を少し多めに買って置いて、それを古いものから順々に食べて、水等もそうですけれども、ある程度期限が来たらまた買い足しをしてというようなことも考えられますので、そこら辺も含めて啓発をしてまいりたいと思っております。

2点目のリュックに詰めた後のスペースですけれども、実際詰めてみますと、半分以上まだあいているということです。そこら辺で各ご家庭で、今この状態でちょうど半分ぐらいで、さっき私、雑に詰めたんでこんな格好ですけれども、もう少し入るのかなと思っておりますので、その残りの部分については、各ご家庭で詰め直しいただいて、いざというときにこれを持って避難できるようにというようなことで考えております。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

非常にカラフルないいバッグなんですけど、うちの場合、結構リュックサックがあちこちにあるんですね。そうすると、似たような色というふうに判断した場合に、わさびーのキャラクターのマスコットなどをつけるとか、シールを張るとかして少しはつきり子どもたち、小さいお子さんたちもそこにバッグがあるよと認識して持ち出せるということまで、もしちょっと考えていただければちょっとはありがたいかなと思ひまして、述べさせていただきましたけど、どうでしょう。

○議長（須崎 眞君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番、宮野亨議員のご質問にお答えいたします。

この持ち出し袋をちょっとイメージがなかったからなんですけど、ここはかなり大きく奥多摩町非常持ち出し袋、それと名前を書けるようにというふうな形でほかのものと区別できるようにとは考えております。

ただ、わさびーですとか、わかりやすくというような部分もありますので、そこら辺はちょっと今後検討ということで、申しわけございませんけども、お願いしたいと思ひます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第33号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第33号について討論を省略し、採決したいと思ひますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 33 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 33 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時 0 分から再開いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 13 議案第 34 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 34 号 奥多摩町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町留浦 617 番地、氏名、島崎軍治、生年月日、昭和 20 年 3 月 9 日生まれでございます。

続きまして、住所、奥多摩町境 327 番地、氏名、岡部益雄、生年月日、昭和 23 年 9 月 24 日生まれでございます。

理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員、島崎軍治氏、岡部益雄氏は、平成 29 年 6 月 21 日をもって任期が満了となりますので、その後任といたしまして、同島崎軍治氏、岡部益雄氏を固定資産評価審査委員会委員として選任しようとするものでございます。

島崎軍治氏、岡部益雄氏の学歴、職歴、公職歴及び賞罰につきましては、お手元の略歴書のとおりでございますが、島崎軍治は、平成 20 年 6 月 22 日から、岡部益雄氏は、平成 23 年 6 月 22 日から固定資産評価審査委員会委員を務められており、委員としての経験も豊富で適任でございますので、引き続き選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

なお、島崎軍治氏、岡部益雄氏からは、過日ご内諾をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案のご説明といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 34 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 34 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 34 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（須崎 眞君） 初めに、議案第 34 号中、島崎軍治君について投票を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に 5 番 小峰陽一議員、6 番 石田芳英議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（須崎 眞君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。日程第

13 議案第 34 号中、島崎軍治君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。それでは、1 番、木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(須崎 眞君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。5 番 小峰陽一議員、6 番 石田芳英議員に立ち会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(須崎 眞君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のとおり賛成が多数でありますので、よって、島崎軍治君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これを同意することに決定しました。

次に、議案第 34 号中、岡部益雄君についての投票を行います。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に 7 番 宮野亨議員、8 番 高橋邦男議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(須崎 眞君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。日程第 13 議案第 34 号中、岡部益雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、これに同意することを可とする議員は賛成、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。それでは、1 番、木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(須崎 眞君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。7番 宮野亨議員、8番 高橋邦男議員に立ち会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(須崎 眞君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票数 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のとおり賛成が多数であります。よって、岡部益雄君を奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に選任することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(須崎 眞君) 次に、日程第 14 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 原島 滋隆君 登壇]

○住民課長(原島 滋隆君) 人権擁護委員候補者の推薦について、提案のご説明をさせていただきます。

人権擁護委員、原島貞夫氏は、平成 29 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、後任の候補者に下記の者を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会にご意見をお伺いするものです。

氏名は、原島貞夫。生年月日は、昭和 23 年 10 月 11 日、68 歳でございます。住所は、奥多摩町丹三郎 180 番地。

原島貞夫氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

原島氏は、平成 27 年 1 月 1 日から人権擁護委員を務められており、本委員として適任者でありますので、引き続き推薦いたしたく、ご意見を求めるものでございます。

なお、任期は 3 年で、町には現在 2 名の委員が法務大臣から委嘱されております。

以上で、提案のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(須崎 眞君) 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について、質疑及び意見を求めます。質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑及び意見なしと認めます。

次に、ただいま上程の人権擁護委員候補者の推薦について採決します。

日程第 14 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須崎 眞君） 起立多数と認めます。よって、原案の候補者、原島貞夫君を適任とすることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、あす 6 月 14 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 21 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員